

令和3年度第1回みよし市まちづくり審議会 次第

と き：令和3年4月15日（木）

午後1時30分から

ところ：みよし市役所

3階 研修室4・5

1 あいさつ

2 審議事項

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況に関する事項
(条例第10条第2項第5号に基づく審議)

3 その他

みよし市まちづくり審議会 委員名簿

(敬称略)

職名	氏名	備考
委員	長屋 貢 嗣	弁護士
委員	光飛田 透 子	弁護士
委員	昇 秀 樹	名城大学教授
委員	宮崎 幸 恵	東海学園大学名誉教授
委員	村田 尚 生	愛知学院大学准教授

事務局名簿

職名	氏名	備考
都市建設部長	柴 田 浩	
都市建設部次長	久 野 恭 司	
都市計画課	課長	舟 橋 伸 幸
	副主幹	岡 本 祐 嗣
	主任主査	小 野 裕 哉
	主査	本 田 敬 士

令和2年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日受付分）は、次のとおりです。

1 特定開発事業

(1) 受付件数及び処理状況等

① 構想届出書 単位：件

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書が提出された	開発計画書が提出されていない	取下げ
8	7	1	0

② 開発計画書 単位：件

受付件数	処 理 状 況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
22	20	0	2	0	38.2

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	0	0

③ 協議後開発計画書 単位：件

助言・勧告しないとした件数	処 理 状 況					命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ	協議後開発計画書が提出されていない	
20	20	0	0	0	0	45.3

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	5	0

※1：変更内容 開発区域の変更2件、建物計画等の変更3件

④ 工事完了届 単位：件

命令をしないとした件数	処 理 状 況				検査結果の通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中	
20	4	0	0	16	262.3

上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数
0

(2) 特定開発事業（開発計画書が提出された案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合 計
住環境保全区域B			2			1			3
住環境保全区域B・教育環境保全区域			1						1
住環境保全区域C		1							1
住環境保全区域C・教育環境保全区域			1						1
農業保全区域				3				1	4
農業保全区域・防災調整区域						1		1	2
集落居住区域		1	1						2
集落居住区域・教育環境保全区域		1							1
教育環境保全区域								1	1
防災調整区域				1		1			2
指定なし			2	1		1			4
合 計		3	7	5	0	4	0	3	22

※1：その他 農業保全区域：駐車場及び資材置場の整備
 農業保全区域・防災調整区域：駐車場及び資材置場の整備
 教育環境保全区域：立体駐車場の建築

2 小規模開発事業

(1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処 理 状 況			
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ
53	53	0	0	0

(2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合 計
住環境保全区域A		17	1					1	19
住環境保全区域A・教育環境保全区域		9							9
住環境保全区域B			1		4				5
住環境保全区域B・教育環境保全区域								1	1
住環境保全区域C						1			1
住環境保全区域C・教育環境保全区域								1	1
農業保全区域				3				1	4
集落居住区域				2		1		3	6
集落居住区域・教育環境保全区域						1			1
教育環境保全区域				1				2	3
地区まちづくり計画策定区域					2			1	3
合 計		26	2	6	6	3	0	10	53

※1：その他 住環境保全区域A：店舗兼用住宅の建築
 住環境保全区域B・教育環境保全区域：児童発達支援センターの建築
 住環境保全区域C・教育環境保全区域：農地を住宅の家庭菜園に転用
 農業保全区域：駐車場及び資材置場の整備
 集落居住区域：店舗兼用住宅の建築1件、助産所の建築1件、資材置場の整備1件
 教育環境保全区域：診療所の建築1件、調剤薬局の建築1件
 地区まちづくり計画策定区域：集会所の建築

3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

(1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件 数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
0			

みよし市まちづくり土地利用条例の一部改正について

1. まちづくり審議会の審議について

みよし市まちづくり土地利用条例第10条第2項の規定で、条例の改正に関する事項は、まちづくり審議会の審議事項に定められています。

○みよし市まちづくり土地利用条例（抜粋）

第3章 まちづくり審議会

第10条 市長の附属機関として、みよし市まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項に関して、市長の諮問に応じて調査及び審議を行い、その結果を答申するものとする。

(1) から (5) 略

(6) まちづくりに関する基本的事項、この条例の改正に関する事項その他この条例の施行に関する重要事項

2. 一部改正の内容について

(1) 趣旨

- ・「民法の一部を改正する法律（平成30年6月20日公布、一部の規定を除き、令和4年4月1日施行）」により、成年年齢が18歳に引き下げられるため、条例において署名または連署が必要となる者の年齢を引き下げます。
- ・「地方自治法の一部を改正する法律（平成23年5月2日公布、一部の規定を除き、平成23年8月1日施行）」により、市町村の基本構想に関する規定が削除されたため、条例におけるみよし市基本構想の定義規定を改めます。
- ・「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年5月12日公布、一部の規定を除き、平成30年4月1日施行）」による都市計画法の一部改正により、条例において引用する同法の規定整理を行います。

(2) 改正する箇所、条文及び内容

下表のとおり改正を行います。

○みよし市まちづくり土地利用条例の一部改正内容

条項	条文	内容
第2条第6号	みよし市基本構想 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により定められたみよし市の基本構想をいう。	地方自治法改正に対応するため、みよし市自治基本条例（平成20年三好町条例第3号）の規定を引用するよう改めます。
第13条第1項 第2号	地区まちづくり計画について、計画地区内に住所を有する20歳以上の者及び計画地区内の土地について所有権を有する者の3分の2以上のものの賛成の署名が得られていること。	民法改正に合わせ、20歳以上の者を18歳以上の者に改めます。
第20条第1項	近隣住民、周辺住民又は地縁団体等代表者は、第17条第2項の公告の日から同項に規定する縦覧期間満了の日までに、市長に対し、近隣住民及び周辺住民のうち住所を有する20歳以上の者の2分の1以上又は市民（議会の議員及び市長の選挙権を有する者に限る。）である者の総数の50分の1以上の連署をもって、特定開発事業について、公聴会の開催を請求することができる。	民法改正に合わせ、20歳以上の者を18歳以上の者に改めます。
第46条第2項	都市計画法第9条第12項に規定する工業専用地域及び同条第13項に規定する特別工業地区において行う特定開発事業については、第18条から第20条までの規定は、適用しない。	都市計画法改正に合わせ、引用する条項を改めます。

(3) 施行期日

民法改正による年齢の引き下げに関する規定は令和4年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行します。